

道徳(小学校)

道徳教育の全体計画の作成はどうすればよいか。

道徳教育の全体計画の作成に関しては、教育活動全体の関連を生かした指導の充実とともに、計画そのものに具体性をもたせ、より活用しやすいものとするために、各教科等の道徳性の育成に関して、主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作成することが必要であることを示した。

(「第3章道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1)

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

1 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の参加と協力により、創意と英知を結集して作成されるものである。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(1) 基本的把握事項

まず、計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

- ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策
- イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い
- ウ 児童の実態と課題

(2) 具体的計画事項

把握した事項を踏まえ、各学校が全体計画の作成に当たり、計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

- ア 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標
- イ 道徳の時間の指導の方針
- ウ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期
- エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針、内容及び時期
- オ 学級、学校の間関係、環境の整備や生活全般における指導の方針
- カ 家庭、地域社会、他の学校や関係機関との連携の方法
- キ 道徳教育の推進体制
- ク その他

例えば、次年度の計画に生かすための評価の記入欄をつくったり、研修計画や重点的指導に関する添付資料等を記述したりする。

全体計画を一覧表にして示す場合には、必要な各事項について文章化したり、具体化したもの加えるなどの工夫をする。

例えば、

- 各教科等における道徳教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの
 - 道徳教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの
 - 道徳教育の推進体制や家庭や地域等との連携のための活動等が分かるもの
- これらを別業にして加えるなどして、年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

このようにして作成した全体計画は、家庭や地域の人々の積極的な理解と協力を得るとともに、様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために、他の教育計画と同様、その趣旨や概要等を学級及び学校通信等に掲載したり、ホームページで紹介したりするなど、積極的に公開していくことが求められる。

2 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては、理念だけに終わることなく、具体的な教育実践に生きて働くものになるよう、体制を整え、全教師で創意工夫を生かして、特に次のことに留意しながら作業を進めることが大切である。

- 校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

特に校長が指導力を発揮し、道徳教育推進教師が中心となって全教師が全体計画に主体的に参画するような体制を整える。

- 道徳教育や道徳の時間の特質を理解し、教師の意識の高揚を図る

関係する教育法規や教育課程の仕組み、時代や社会の要請、児童の実態、保護者や地域の人々の意見等について十分研修を行い、教師自身の日常的な教育実践の中での課題が明確になるようにする。

- 各学校の特色を生かして重点的な道徳教育が展開できるようにする

学習指導要領の第3章の第3の1の(3)には、今日的課題と低中中学年ごとの発達上の課題を踏まえて重点的な指導を行う観点を示されている。各学校においては、それぞれの実態に応じて、各学年段階ごとに第2の内容に示す内容項目の指導を通して、全体としてこれらの観点を指導が充実するように工夫する必要がある。

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の相互の関連性を明確にする

全教育活動の道徳教育を、道徳の内容との関連でとらえ、道徳の時間が要としての役割を果たせるよう計画する。また、学校教育活動全体において、豊かな体験活動がなされるよう計画するとともに、体験活動を生かした道徳の時間が効果的に展開されるよう工夫する。

- 家庭や地域社会、近隣の幼稚園や保育所、小・中・高等学校、特別支援学校、関係諸機関、企業などとの連携に心掛ける

全体計画を具体化するには、児童、保護者、地域の人々の協力が不可欠である。また、近接の幼稚園、保育所、小・中・高等学校、特別支援学校などとの連携や交流を図り、共通の関心の下に指導を行うとともに、福祉施設、企業等との連携や交流を深めることも大切である。それらが円滑に行われるよう体制づくり等を工夫する。

- 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は、しばしば変更されることは望ましくないが、評価し、改善の必要があればただちに着手できる体制を整えておくことが大切である。また、全教師による一貫性のある道徳教育を推進するためには、校内の研修体制を充実させ、全体計画の具体化や評価・改善にあたって必要となる事項についての理解を深める必要がある。